

# 給付金

## 1 腎臓疾患患者福祉給付金

就労等の理由で夜間人工透析を受けている腎臓疾患患者に対して、通院に伴う交通費の一部を助成する制度です。4月～9月分の前期と10月～3月分の後期でそれぞれ申請受付期間が決まっています。

**[対象者]** 次のすべてに該当しなければなりません。

1	午後5時以降に人工透析を1か月間に5回以上受けている人
2	身体障がい者手帳の交付を受けている人
3	自家用車の場合、通院距離が片道10km以上である。
4	公共交通機関使用の場合、1か月2,000円以上の運賃負担をした。
5	タクシー使用の場合、領収書に基づき、1か月2,000円以上負担をした。
6	県の取り扱い要綱に定める所得制限を越えない人

**[問い合わせ先]**

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

電話 0949-23-3119 ファックス 0949-23-1029

メールアドレス kahokurate-hhe@pref.fukuoka.lg.jp

社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内1151) ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

## 2 飯塚市障がい者就職支度金

障がい福祉サービスの就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用して就職した障がい者に対し、その就職支度金として支給されるものです。

**[対象者]**

飯塚市において就労移行支援事業又は就労継続支援事業の決定を受け、その障がい福祉サービスを利用して就職した障がい者。ただし、以前支度金を給付された方は除きます。

**[支給額]** 支給上限額 36,000円

**[申請期間]** 就職した日から1年以内

**[申請に必要なもの]**

(1)雇用証明書等の就職している状況の確認できるもの

(2)領収証の写しで、日付等のあるもの

**[問い合わせ先]** 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内1151)

ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

